

**第60回スーパーマーケット・トレードショー2026
「くまもとブース」設置、装飾及び運営業務委託企画コンペ実施要領**

1 委託業務名

第60回スーパーマーケット・トレードショー2026「くまもとブース」設置、装飾及び運営業務

2 委託業務の目的

県産農林水産物の生産者や加工製造業者等に商談の機会を提供し、効率的な販路開拓を支援し、県産品の消費拡大を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

大都市圏において県産農林水産物等の販路開拓を図るため、「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」に「くまもとブース」を設置、装飾及び運営するための全ての業務。

(1) 「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」の概要

国内最大の食品スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会 (<http://www.smts.jp/>)

① 日時

令和8年(2026年)2月18日(水)から2月20日(金)まで

② 場所

幕張メッセ 全館(千葉市美浜区中瀬2-1)

③ 主催

一般社団法人全国スーパーマーケット協会(以下、「主催者」という。)

④ 第59回来場者数

77,305人(会期中延べ人数)

(2) 「くまもとブース」について

県内農林水産物等の販路開拓を図るため、熊本県が「第60回スーパーマーケット・トレードショー2026」に設置する商談用ブース。出展者と来場者(流通業者等)との直接面接又はオンライン面談方式による商談の場(販売は行わない)。

① 面積

- ・県選定枠 72㎡(8小間)
- ・熊本県農産物加工推進協議会 9㎡(1小間)
- ・熊本県中小企業団体中央会 9㎡(1小間)

計 90㎡(10小間)

② 出展者

- ・県選定枠は最大で16者を選定する。
- ・熊本県農産物加工推進協議会は、最大で2者を選定する。
- ・熊本県中小企業中央会は、最大で2者を選定する。

計 20者

(3) 業務委託内容

① 「くまもとブース」の運営全般

ア 商談会「くまもとブース」の借上げ

※県選定枠以外の団体分（合同出展団体：2小間）出展料については、各団体が別途主催者に直接支払うため、本委託事業の費用に含まない。

イ 「くまもとブース」県選定枠8小間（72㎡）、県選定枠以外の合同出展団体2小間（18㎡）（熊本県農産物加工推進協議会1小間：9㎡熊本県中小企業団体中央会1小間：9㎡）の設営、装飾、撤去。

・設営及び装飾に当たっては、主催者が定める規定を遵守するとともに、合同出展団体（2小間）含め「くまもとブース」として統一感のあるものとする。

“食のみやこ熊本県”のイメージの発信について、効果的なものとなるよう配慮すること。

・構造物、電気施設（配線）、水道施設（流し台）等、ブース設営に必要な設備の手配を行うこと。

なお、施工にあたっては、会場の規定、指示等を遵守すること。

・当日の運営に必要となるスタッフを配置すること。

・開催期間中は、ブース内の美化に努めること。業務には、ごみ処理も含み、必要に応じ、ごみ箱を設置すること。

・終了後の撤去業務を行うこと。

※合同出展団体（2小間）分の設営、装飾、撤去については、本委託事業の費用に含まず、各合同出展団体がそれぞれ別途負担すること。

※合同出展団体（2小間）分の設営、装飾、撤去費に関しては、経費削減の評価参考のため、提案書に明細を添付すること。

ウ 主催者が実施する説明会への参加

エ 「くまもとブース」出展者への説明会の実施

（3）①ウの主催者説明会を受け、必要な事項を「くまもとブース」出展者へ説明する会議を開催すること。開催時期は、令和7年11月中旬を目途とする。

オ 主催者と「くまもとブース」出展者との連絡調整等

・主催者に対し、必要となる書類等の作成、及び提出を行うこと。

・出展者に対し、必要となる書類等の作成依頼、及び徴取（取りまとめ）を行うこと。

カ 実績報告書の提出

本事業に係る実績報告書の提出を行うこと。

キ その他

以下の経費については、出展者の負担とする。

・旅費、宿泊費

・テーブル、クロス、アームスポット等基本的備品及び冷凍ケース等追加備品のレンタル代

・ブースで統一する社名ボード作成代（商品写真撮影代含む）や追加の装飾代

・商品輸送、試食・試飲等の経費

・水道光熱費等の実費

②「くまもとブース」の運営に必要な資材等の輸送（往復）

※出展者の直接輸送分は除く。

③ 招待券の配付

主催者が配付する招待券をくまもとブース出展者に配付すること。

④「くまもとブース」出展者紹介のパンフレット作成

・2,300部程度作成すること。

⑤その他

出展者の商談実施に際し、商談効果を高めるための方策について、提案を行うこと。

- ・「くまもとブース」へバイヤーを集めるための方策
- ・「くまもとブース」をバイヤーが効率よく回るための方策
- ・「くまもとブース」をバイヤーに魅力的に見せるための方策
- ・「くまもとブース」業務を補完する有効な追加提案 等

※なお、出展者の営業力向上に係る支援については別途県が実施します。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

5 委託費

（1）契約上限額

7, 212, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ただし、この金額は、企画提案の目安となる金額（上限）であり、契約金額は、別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した金額とは必ずしも一致しない。

（2）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（小間代、ブース制作費、旅費、通信運搬費、消耗品費、保険料、賃借料、事業実施のための人件費等）とし、備品等財産取得に関わる経費は認めない。

※小間代：2, 460千円（307, 500円（税抜）／小間×8小間）含む。

6 業務実施スケジュール

（1）公告（県HP）	令和7年（2025年）8月 6日（水）
（2）質問書提出期限	令和7年（2025年）8月 8日（金）17時必着
（3）参加申込書提出期限	令和7年（2025年）8月15日（金）17時必着
（4）提案書提出期限	令和7年（2025年）8月22日（金）17時必着
（5）選考審査会	令和7年（2025年）8月28日（木）午前中予定
（6）審査会結果通知	速やかに実施
（7）契約内容協議・契約締結	速やかに実施
（8）委託終了	令和8年（2026年）3月19日（木）

7 企画コンペの対象となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- （1）公告日（令和7年8月6日）現在、熊本県の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第512号）により入札参加資格を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- （3）熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。
- （4）熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。

- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 質問書の提出

- (1) 提出物 質問書（様式1）
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課
ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp
※メール送付後に、電話で到達確認をすること。（TEL:096-333-2470）
- (4) 提出期限 令和7年（2025年）8月8日（金）17時必着
- (5) 回答方法 質問の内容と県からの回答については、8月8日（金）以降に質問者を匿名として県のホームページにて公開する。

9 参加申込みの提出

- (1) 提出物：各1部
 - ア 企画コンペ参加申込書（様式2） 1部
 - イ 事業者の取組に関する申出書（様式3） 1部
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 〒862-8570熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課
- (4) 提出期限 令和7年（2025年）8月15日（金）17時必着（郵送の場合も同様）

10 企画提案書の提出について

- (1) 提案書類（様式4）
 - 審査員に対し提案事業者名を伏せた状態で審査を実施するため、添付書類に提案事業者名を記載しないこと。実施体制等に記載する外部関連会社等については、記載可。

- ① 提出方法：持参又は郵送（郵便の場合は、配達証明に限る。）
※郵便の場合は、提出後必ず電話連絡を行うこと。（TEL：096－333-2470）
- ② 提出部数：各6部（正本1部、副本5部）
- ③ 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課
- ④ 提出期限：令和7年（2025年）8月22日（金）17時必着
（郵送の場合も同様）

（2）提出された提案書を無効とする場合

- ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・ 提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・ 参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・ 審査委員又は関係者に、提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

（3）提出された提案書の取扱い

- ・ 提案書は返却しない。
- ・ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提案書は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- ・ 提案書は、熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。

1.1 契約候補者の決定

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、契約候補者を決定する。

（1）審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮し、5名を選出する。

（2）提案書の審査（書類・プレゼンテーション審査）

- ・ 提出後の企画提案書の修正を認めない。
- ・ 提出された提案書の内容について、応募要件の適否等の書類審査を行う。
- ・ 書類審査で応募要件を満たしている者を対象に審査会を実施する。
- ・ 審査会では、企画提案者から提案内容等についてプレゼンテーションを行うものとする。

① 1次審査（書類審査）

- ・ 提案者が5者以上の場合は、評価の視点に基づき提案書の記載内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる4者程度の提案者を選定する。
- ・ 選考結果については、書面で通知する。
- ・ 必要に応じ、電話等によるヒアリングを実施する。
- ・ 提案者が5者未満の場合は、1次審査は実施しない。

② 2次審査（プレゼンテーション）

○審査会の開催日

- ・ 開催日：令和7年（2025年）8月28日（木）

（説明時間15分、質疑応答10分程度、入室者数2名以内）

- ・場 所： 熊本県庁本館 1 1 階 1 1 0 1 会議室

○その他

- ・オンラインでのプレゼンテーション実施を可能とする。
- ・あらかじめ提出された企画提案書のみを使用すること。プレゼンテーション審査時の追加資料類は受理しない。
- ・審査会（プレゼンテーション）に参加しない者は失格とする。

（３）審査及び契約候補者の選定

- ・ 審査会では、提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を以下の表に定める評価の視点に基づき審査し、１位を選定した選考委員の多い企画提案者を本業務の契約候補者として選定する。
- ・ 選考委員の持ち点は各１００点とし、合計点は１００点×５名＝５００点とする。また、最低基準を５０点×５名＝２５０点とし、全ての参加者が最低基準に満たなかった場合は、契約候補者該当なしとして再度公告のうえ、企画提案書を募集する。
- ・ １位を選定した選考委員が同数であった場合、得点の高い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ・ 契約候補者が、コンペ実施要領７の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

【評価の視点】

項目	視点
① 業務実施体制	業務に必要な組織力、人員、技術を有しているか。
	出展者に対する、必要な説明や助言等を行える体制となっているか。
② 提案の的確さと実現性	業務の趣旨、仕様内容を十分に理解しているか。
	実施要領に記載した業務委託項目が盛り込まれているか。
	実現可能な手法・予算及びスケジュールであるか。
③ 工夫・独創性	業務を円滑かつ効果的に推進するための工夫があるか。
	業務を補完する有効な追加提案があるか。
	商談効果を高めるための有効な方策が提案されているか。
④ 本県の農林水産物のPR	「食のみやこ熊本県」のイメージ発信について、効果的なものとなっているか
⑤ 経費削減	価格を抑えるための取組みがなされているか。
⑥ 事業者の取組	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	障害者支援施設等から物品及び役務の調達実績（当該年度、前年度）があるか。
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量証明書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。

⑥事業者の取組	熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。
	パートナーシップ構築宣言の登録をしているか。

1 2 委託契約の締結

県は契約候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約書を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

1 3 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第 77 条の規定により、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上の金額）を納付しなければならない。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を当課に提出したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

1 4 その他

- （１）企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
- （２）企画コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式 5）を提出すること。 2
- （３）本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。